Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 137 2015年10月07日

カンボジアにおけるシンガポール特許の再登録について

2015 年 01 月 20 日付で署名されたシンガポール特許庁(IPOS)とカンボジア特許庁(MIH)の間の了解覚書により、現在有効なシンガポール特許をカンボジアで再登録申請することが可能になりました。また、IPOS が発行した調査/審査報告を MIH に提出することも可能になりました。 詳細は以下の通りです。

1. カンボジアにおけるシンガポール特許の再登録

カンボジアで再登録申請を行う時点で有効なすべてのシンガポール特許は、そのシンガポール特許の権利期間中いつでも、カンボジアに再登録申請を行うことが可能です。
この場合、カンボジア特許にはシンガポール特許と同じ出願日が付与され、年金の起算日および満了日もシンガポール特許と同様になります。

【必要書類】
願書、インフォメーションシート、シンガポール特許の特許証、最終明細書、委任状、
シンガポールの Patent Form 8(発明者に関する陳述書)の謄本(出願人が発明者でない場合)

【公費】
- 出願費用 US$60 (11 クレーム以上の場合、1 クレーム毎に US$5 ずつ加算)
- 登録料 US$150
- シンガポール特許の出願日を基準として「第 5 年度から再登録申請時点まで」の年金

方式審査を通過すると、MIH よりカンボジア特許の特許証が発行されます。
特許権を維持するには、出願日(シンガポール特許の出願日と同じ)を起算日として、再登録の翌年度から毎年年金を納付する必要があります。

2. IPOS が発行した調査/審査報告を MIH に提出

シンガポールとカンボジアに関連特許の出願をしている出願人は、カンボジアでの特許査定を早めるために、(i) IPOS が発行した最終調査/審査報告及び (ii)シンガポール特許出願の最終明細書を、MIH に提出するよう IPOS に申請することが可能です。
また、IPOS 宛の同書面にて、カンボジア特許出願の明細書をシンガポール特許出願の最終明細書に合わせて補正するよう、MIH に申請することも可能です。

以上

(情報提供:W.P.Lai & Company)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。